

平成 24 年第 3 回定例会

◆ 14 番（戸田久和君） 14 番無所属・革命 21 の戸田です。

質問項目 1、一部の問題自治会の例とその改善について。

1、自治会規約で定足数規定がないというのは重大な条項の欠損だが、ほかに重大な条項と考えられるのはどういうものか。

2、自治会活動ハンドブックの作成は怎么样了か。

3、市内 120 自治会のうちで、現段階で自治会規約の存否が確認できたのは幾つか、規約が存在しないと判明したのは幾つか、自治会規約を入手できたのは幾つか。入手できたうち、定足数規定がない自治会は幾つか、提出を拒否した自治会は幾つか、その理由は何か。実状把握作業はちゃんと進んでいるか。

4、120 自治会全ての規約の存否確認や入手ができるのはいつと見込んでいるか。

5、以下の事例は、刑法、民法のどういう部分に抵触するおそれがあるか。

1、役員が私的に自治会会計を流用。2、役員が自治会の金を銀行からの借金の担保に設定。3、会員世帯から社協への寄附を集めたが、社協にはその金が渡っていない。4、自治会館建設という重要かつ多額の費用を要する案件を総会で議決せずに役員独断で決め、建設関連費を支出。5、役員独断で特別会計を設置し、その運営規則もない。6、浸水見舞金を出すと称して、被害に遭ってない世帯にも見舞金を出すとか、自治会館建設積立金を崩して見舞金を出すとかの目的外使用。6、自治会に関して、市に不正行為の通報がなされ、通報者が実名を告げて事情聴取にも応じ、内容が一定レベルの妥当性を有していた場合、市は自治会に対して調査を行うべきと思うがどうか。7、自治会会計の実態が法に抵触する可能性があるかと判断した場合は、補助金をストップすべきと思うがどうか。

◎市民部長（市原昌亮君） 戸田議員御質問のうち、一部の問題自治会の例とその改善につきまして、私より御答弁申し上げます。

まず、市が示すモデル規約についてであります。区域や会員の資格、役員の選出や任期のほか、会計や事業報告、重要な事項を議決するための総会の規定、また会員から請求があった場合や緊急課題がある場合などに開催する臨時総会の条項、会議の定足数や議決の条項などを規定しており、どの条項も大切なものと考えております。

次に、自治会ハンドブックについてであります。ことしの 4 月に自治会活動の関連の問い合わせ窓口についてを一覧表にして自治会長に渡しましたが、これに自治連合会の理事会でも参考に渡した自治会規約例などを加えて、自治会活動の手助けができるようなものを年内をめどに作成していきたいと考えております。

次に、120 自治会のうち、現段階で自治会規約の存否が確認できたのは 65 自治会、規約が存在しないと判明したのは 1 自治会、自治会規約を入手できた自治会は 31 自治会、入手できたうち、定足数規定がない自治会は 12 自治会でございます。

なお、会則は自分たち会員のためにあるということで、今のところ御協力いただけない自治会もございます。

実情把握作業は進んでいるかについてであります。自治連合会の理事会で協力依頼をしたり、窓口で直接依頼しておりますが、引き続き実情把握をしてまいります。

120自治会全ての規約の存否の確認と、規約存在自治会の規約の入手見込みにつきましては、電話等による確認作業を早急に進めるとともに、入手につきましては年内をめどに協力を依頼していきたいと考えております。

規約実態の把握ができなかった場合は、結果を見てお示しをいたします。

次に、個別の事例を示されての法に抵触するか否かの御質問ですが、一般的に考えれば、お示しの事例の中には刑法の横領罪、窃盗罪、民法上の不法行為などに抵触する可能性のあるものもあると考えますが、具体的な内容を詳細に見て司法機関が判断すべきものであらうと考えております。

次に、自治会に関して市に不正行為の通報がなされた場合の市の対応であります。基本的には、自主組織であるので自治会の中で解決していただくことだと考えており、これまでもその内容を当該自治会に伝えることはしてまいりました。

なお、補助金にかかわる不正など市に関する問題の場合は、調査し、解決を図ってまいります。

また、自治会会計の実態が法に抵触する可能性があるかと判断した場合でも、補助金の支出を続けてよいのかについてであります。各自治会単位に支出している補助金等は、防犯灯の電気料金補助、及び自治会による地域振興及び行政協力に対し、世帯数に応じて1自治会当たり平均5万円から6万円を支払っている行政協力支援金がございます。

これら補助金等の支出を続けるかどうかにつきましては、法に抵触することが明らかになった段階でその内容によって判断すべきであると考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。